

大口町告示第39号

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年大口町告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「前条の申請があった場合においては」を「法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは」に改め、同条第2項中「書面により」を削り、同条第3項中「標示するものとする」を「掲示しなければならない」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請があった場合において、更新の適否を書面により」を「法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、更新の適否について」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「標示するものとする」を「掲示しなければならない」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（変更の届出等）

第6条 省令第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない。

2 省令第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。

第7条を削る。

第8条中「、休止又は再開したときは」を「又は休止しようとするときは」に改め、「大口町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定廃止・休止・再開届出書（様式第3）により」を削り、同条を第7条とする。

第9条中「停止することができる」を「停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「指定又は届出の受理」を「指定、届出の受理及び指定の取消し等並びに省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理（以下「指定等」という。）」に、「又は届出の受理に」を「等に」に改め、「公表し、及び」を削り、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

様式第1から様式第3までを削る。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定事業者の指定)</p> <p><u>第2条</u> 町長は、<u>法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは、当該申請をした者について事業者の指定の適否を審査するものとする。</u></p> <p>2 町長は、前項の規定により審査した結果について、当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に<u>掲示しなければならない。</u></p> <p>(指定に係る有効期間)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(指定の拒否)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(指定の更新)</p> <p><u>第5条</u></p> <p>町長は、<u>法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、更新の適否について当該申請をした者に通知するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に<u>掲示しなければならない。</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p><u>第2条</u> <u>法第115条の45の5第1項の規定による申請は、大口町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定(更新)申請書(様式第1)により行うものとする。</u></p> <p>(指定事業者の指定)</p> <p><u>第3条</u> 町長は、<u>前条の申請があった場合においては、当該申請をした者について事業者の指定の適否を審査するものとする。</u></p> <p>2 町長は、前項の規定により審査した結果について、<u>書面により</u>当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に<u>標示するものとする。</u></p> <p>(指定に係る有効期間)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(指定の拒否)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(指定の更新)</p> <p><u>第6条</u> <u>法第115条の45の6第1項の規定による申請は、大口町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定(更新)申請書(様式第1)により行うものとする。</u></p> <p>2 町長は、<u>前項の申請があった場合において、更新の適否を書面により</u>当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に<u>標示するものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>(変更の届出等)</u></p> <p><u>第6条 省令第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない。</u></p>	
<p><u>2 省令第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。</u></p>	
<p><u>(事業の廃止等)</u></p> <p><u>第7条 指定事業者は、指定に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、町長に届け出るものとする。</u></p>	<p><u>(変更の届出等)</u></p> <p><u>第7条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、大口町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定変更届出書(様式第2)により町長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>(事業の廃止等)</u></p>
<p><u>(指定事業者の指定取消等)</u></p> <p><u>第8条 法第115条の45の9の規定により、町長は、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。</u></p>	<p><u>第8条 指定事業者は、指定に係る事業を廃止、休止又は再開したときは、大口町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定廃止・休止・再開届出書(様式第3)により町長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>(指定事業者の指定取消等)</u></p>
<p><u>(事業者情報の公表及び提供)</u></p> <p><u>第9条 町長は、第2条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等並びに省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理(以下「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。</u></p>	<p><u>第9条 法第115条の45の9の規定により、町長は、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</u></p> <p><u>(事業者情報の公表及び提供)</u></p>
<p><u>第9条 町長は、第2条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等並びに省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理(以下「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。</u></p>	<p><u>第10条 町長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理をしたときは、当該指定又は届出の受理に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表し、及び都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。</u></p>

新	旧
<p>(1)～(7) 略 (その他必要事項)</p> <p><u>第 1 0 条</u> 略</p>	<p>(1)～(7) 略 (その他必要事項)</p> <p><u>第 1 1 条</u> 略</p> <p><u>様式第 1 (第 2 条、第 6 条関係)</u></p> <p><u>略</u></p> <p><u>様式第 2 (第 7 条関係)</u></p> <p><u>略</u></p> <p><u>様式第 3 (第 8 条関係)</u></p> <p><u>略</u></p>